

# 介護福祉士実務者研修受講資金 貸付のご案内

介護福祉士実務者養成施設に在学している方を対象に研修受講資金をお貸しし、介護福祉士の資格取得を応援します！  
実務者養成施設を卒業後、介護福祉士の資格を取得し、山口県内の介護施設等で引き続き2年間従事した場合は全額返還免除されます。(貸付金です。給付金ではありません。)

介護福祉士として**2年間**勤務で**全額返還免除**！

※介護福祉士の資格が取得できなかった等、返還免除要件を満たさなくなった場合、返還となります。

無利子

貸付限度額 **20万円以内**  
(一括払い)

貸付対象経費

- 実務者研修の授業料 ●実習費 ●教材費等
- 参考図書 ●学用品 ●交通費
- 国家試験の受験手数料等

## ●貸付対象者● 次の要件をすべて満たしている方

1. 介護福祉士実務者養成施設に**在学中**の方
2. 卒業後、**直近**の介護福祉士国家試験を受験し、山口県内の介護施設等で介護福祉士として介護業務等に従事する意思のある方

※卒業後、直近の国家試験を受験できる**実務経験**を有することが必要です。国家試験の受験資格については試験センターにてご確認ください。

【注意】職業訓練として実務者研修を受講の方、本協議会の同様な事業（福祉マンパワー人材養成事業等）を利用の方は貸付対象になりません。

※書類不備の場合は受理できません

※予算に達した場合または事業が終了した場合は、申請受付期間内でも締め切る場合があります。

<申請書提出・問い合わせ先>

山口県福祉人材センター（実務者研修受講資金担当）

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 TEL:083-902-2355  
〒754-0041 山口市小郡令和1丁目1番1号 KDDI維新ホール3階

●ホームページ <http://yamaguchi-fjc.jp/>

山口県福祉人材センター

検索

※山口県福祉人材センターは令和3年6月に移転しました。詳しくはホームページをご覧ください。





ご案内には概要を記載していますので、介護福祉士修学資金等貸与実施要綱、様式等は山口県福祉人材センターのホームページをご覧ください。

## ■申請方法

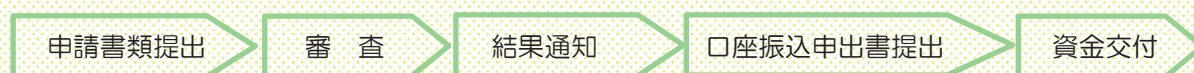
（様式はホームページからダウンロードされるか問い合わせ先までご請求ください。）

○下記の書類を**養成施設在学中**に提出してください。

1. **介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書**（実施要綱別記第4号様式）
2. **誓約書**（実施要綱別記第1号様式）  
※本人と連帯保証人が連署、押印（連帯保証人は**実印**とし、印鑑登録証明書（※**発行から3ヶ月以内**）を添付）し、収入印紙（200円）を貼り、割印を押印してください。
3. **実務者研修受講開始日と修了予定日が確認できる書類**（在学証明書、受講通知書、入学許可証、修了見込証明書等の写し等）  
※受講開始日は、スクーリング開始日とは違います。  
※受講を修了されている方は申請できません。
4. 山口県外の実務者養成施設に在学する方は、**住民票の写し**（発行から3ヶ月以内）  
※スクーリングが県内の施設である場合も、養成施設が県外であれば**住民票の写し**が必要です。

※記入例はホームページをご覧ください、間違いのないように記入してください。

## ■申請から資金交付までの流れ



1. 申請書類を受理後、1ヶ月程度で申請結果を書面で通知します。  
（注）申請書類に不備等がある場合は、受理できません。
2. 貸付決定通知とともに送付する口座振込申出書（実施要綱別記第6号様式）を提出後、2～3週間程度で借受人が指定する本人名義の口座に資金を振り込みます。

## ■連帯保証人

日本国内に住所を有する連帯保証人が必要です。申請者が未成年者であるときは、申請者の法定代理人となります。ただし、保証人として適当である法定代理人がいないときはこの限りではありません。

## ■貸付金の返還免除

実務者養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士資格の取得・登録を行い、介護施設等で介護業務等に従事し、かつ登録日と従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、引き続き2年間従事すれば、返還が全額免除されます。

## ■貸付決定の解除

次のいずれかに該当する場合は、貸付決定が解除されることになります。  
（貸付金の返還事由に該当し、返還することになります。）

- 退学したとき
- 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- 死亡したとき
- 貸付を辞退したとき
- その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき



## ■貸付金の返還

次の場合は、貸付金を返還していただくことになります。（返還する期間は1年以内です。）

- 貸付決定を解除されたとき
- 死亡したとき、又は心身の故障により介護等の業務に従事できなくなったとき（介護等の業務従事中の死亡を除く）
- 研修修了日から1年以内に介護福祉士として登録せず、山口県内の介護施設等において介護等の業務に従事しなかったとき
- 山口県内の介護施設等において介護等の業務に従事しなくなったとき